北名古屋市監査公表第６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を公表する。

平成３１年３月１２日

北名古屋市監査委員　大　野　眞　一

北名古屋市監査委員　桂　川　将　典

定例監査の結果について

１　監査の対象及び実施期間
市民課及び健康課
対象期間　平成３０年４月１日から平成３０年１２月２５日までの所管事務
実施期間　平成３０年１２月３日から平成３０年１２月２５日まで

２　監査の概要
所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査し、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼として、監査を実施した。

３　監査の結果
監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。
市民課及び健康課所管の事務事業の内容及び監査の結果の主なものについては、次のとおりである。

＜市民課＞
主な所管事務は、住民記録、戸籍、印鑑の登録及び証明、埋火葬許可、外国人住民在留管理及び特別永住者、マイナンバーの通知カード及び個人番号カード、人口動態・動向調査、成年被後見人、破産者及び犯罪人名簿、市民総合窓口、市民健康部の

庶務に関する事務である。

⑴　契約事務について

物品購入において、納品書を受領していないものがあった。

＜健康課＞

主な所管事務は、健康増進、感染症予防、救急医療対策、休日急病診療所、保健、献血、保健統計、食育、保健センター、健康ドームに関する事務である。

⑴　収入事務について

自動販売機の設置に係る行政財産使用料について、決裁を受けるにあたり、売上に応じた使用料を徴収することを明記していなかった。

⑵　庶務事務について

健康ドーム使用料の券売機について、機器更新により２台から１台へ運用を変更したが、釣り銭用の仮払金を必要最小限の金額に減額していなかった。

⑶　契約事務について

食生活改善推進員活動事業の委託業務について、任意団体の資金に一定の繰越金があるにもかかわらず、資金不足を理由として委託料を前払いしていた。

意　見

妙高市との連携事業である健康都市交流メディカル事業について、参加者が健康づくりに関係する団体に限られていることや、開催地が遠方であることから費用対効果を考え、事業の見直しを検討されたい。また、実施にあたりバスを借上げているため、募集定員は最大限の効果が得られるよう設定されたい。